

第7期第29回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月27日(月) 午後3時00分から午後3時28分

2. 開催場所 むかわ町産業会館 第3会議室

3. 出席委員 ○(22名)

4. 欠席委員 △(5名)

1番	小岸元気	○	10番	田代英孝	△	19番	佐田正彦	○
2番	中田賢大	○	11番	小笠原正実	○	20番	森山幸治	○
3番	辻 勉	○	12番	清瀬利一	○	21番	伊藤正人	△
4番	山本好一	○	13番	毛利武	○	22番	貞廣賢治	○
5番	清野 薫	○	14番	鈴木秀子	○	23番	平島道弘	○
6番	梅藤 勝	○	15番	林 利輝	○	24番	青木茂美	○
7番	山谷和彦	○	16番	藤岡健人	△	25番	藤江政利	△
8番	宇南山浩利	○	17番	石崎代里子	○	26番	佐々木保成	○
9番	永田寿明	△	18番	中澤 浩	○	27番	中島勝美	○

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件

第4 報告第2号 地区委員会の結果に関する件

第5 報告第3号 特別委員会の結果に関する件

第6 報告第4号 むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件

第7 報告第5号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件

第8 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第9 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する件

第10 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

第11 議案第4号 農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件

第12 議案第5号 農地移動適正化あっせんに関する件

第13 議案第6号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主査 長谷山 美香

穂別支局－支局長 宮村 敦嗣、主任 伊藤 貴大

7. 会議の概要

- 事務局 長 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。
- 【会長挨拶】
- 議 長 それでは、総会に入ります。本日の出席委員は22名です。欠席は、9番・永田委員、10番・田代委員、16番・藤岡委員、21番・伊藤委員、25番・藤江委員の5名です。定足数に達しておりますので、ただ今から第7期第29回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。
- 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、6番・梅藤勝委員、7番・山谷和彦委員の両名を指名したいと思いますよろしくお願いします。
- (異議なし)
- 議 長 それでは、両名に決定をいたしました。
- 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告5件、議案6件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますがよろしいでしょうか。
- (異議なし)
- 議 長 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。
- 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。
- それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- 主 査 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。
- 議案書2ページをお開き願います。
- 2ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。
- 全部で3件・8筆・71,548㎡となっています。
- 1番については、貸主の意向により解約に至ったものです。
- 2番については、借主の経営規模縮小により解約に至ったものです。
- 3番については、借主の意向により解約に至ったものです。
- 以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
- 報告第1号について、質疑はありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 質疑なしと認め、報告第1号は原案どおり承認することに決定いたします。
- それでは、日程第4 報告第2号「地区委員会の結果に関する件」を議題と

議	長	いたします。事務局の説明を求めます。
主	査	<p>報告第2号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>11月につきましては、議案に記載のとおり、11月13日に川西・川東地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、あっせんの申出3件について審議した結果、うち1件について申出内容・譲受候補者等適当と判定し、2件については、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。</p> <p>川東地区委員会では、あっせんの申出10件について審議した結果、うち3件について申出内容・譲受候補者等適当と判定し、7件については、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところです。</p> <p>以上で報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第2号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第2号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第5 報告第3号「特別委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>報告第3号、特別委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案に記載のとおり10月6日と25日に特別委員会を開催しております。</p> <p>いずれも農地の評価方法、現況地目の取り扱い等について議論を行っており継続協議としております。</p> <p>以上で報告第3号の説明を終わらせていただきます。</p>
議	長	<p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。</p> <p>報告第3号について、質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、報告第3号は原案どおり承認することに決定いたします。</p> <p>続いて、日程第6 報告第4号「むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
主	査	<p>報告第4号、むかわ町農業振興地域整備計画の変更に係る意見に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書9ページから11ページに照会内容がありますが、後の議案第3号において農地転用についてお諮りする案件ではありますが、農業振興上の観点や周辺農地への影響といった点からも、特に問題がないと判断し、計画変更に異議がないものとして12ページのとおり回答しておりますので、ご報告申し上げます。</p> <p>以上で報告第4号の説明を終わらせていただきます。</p>

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第4号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第4号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第7 報告第5号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適
格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主 査 報告第5号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件に
ついて、ご報告申し上げます。
議案書14ページをお開き願います。
新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。
それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていた
だきます。
1点目、組織形態要件です。組織形態は株式会社ですので、要件を満たして
おります。
2点目、事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議
案の事業内容欄に1から8まで記載しておりますが、農業に関する事業が記載
されていることが確認でき主たる事業が農業であると認められ、また要件上、
売り上げの過半は農業収入であることが要件となっておりますが、こちらも要件
を満たしていると認められます。
3点目、構成員要件です。これは構成員である者のうち、農業関係者だけで
過半を越えてなければなりません。総議決権数は300であり、農業関係者で
あると認められる構成員の議決権の合計は190となるため、要件を満たして
いると認められます。
4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出
資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。
構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行役員である3名は出資者で
あり、かつ、3人とも年間農業従事日数を150日を越えているため、こちら
も要件は満たしていると認められます。
最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰
か一人以上の者が、年間60日以上農作業に従事することが求められる要件と
なります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行役員3人は、
いずれも年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たし
ていると認められます。
以上、XXXXXXXXXXについては、農地所有適格法人
の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。
なお、農地の取得等につきましては、議案第1号にてご説明申し上げます。
以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑はありませんか。

(異議なし)

- 議長 質疑なしと認め、報告第5号は原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 主査 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書15ページをお開き願います。
1番につきましては、経営主である[]が耕作することになったため、使用貸借するものです。
2番につきましては設定人の要望、3番につきましては、被設定人の要望により貸借するものです。
4番につきましては、今まで賃貸借を結んでおりましたが、売買し経営地として利用するものです。
事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており別添の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
18ページから25ページに、調査書、図面を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第1号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
26番 1番について現地を確認してきましたので報告します。
[]が[]に使用貸借する案件ですが、取得後はトマトを作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 5番 2番について現地を確認してきましたので、報告します。
[]が[]に農地を賃貸する案件ですが、取得後は水稻を作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 3番 3番について現地を確認してきましたので、報告します。
[]が、[]に賃貸する案件ですが、取得後はブロッコリーを作付けする計画となっています。
これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 15番 4番について現地を確認してきましたので、報告します。
[]が、[]へ売買する案件ですが、取得後は

- 15 番 | ブロッコリーを等作付けする計画となっています。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。
- 議 長 | ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。
- (異議なし)
- 議 長 | 質疑なしと認め、議案第1号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
- (異議なし)
- | ご異議がないようですので、議案第1号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第9 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 主 査 | 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書27ページをお開き願います。
1番は、農業用施設を建設する案件です。
申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可ですが、本件は例外許可事由である、農振農用地区域の指定用途である農業用施設用地への転用となり、申請者が営農上必要とする農作業用施設を整備する計画であり農地区分や転用目的は特に問題ないと考えます。
また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。
28ページから31ページまで、現況地目図・配置図・調査表等を添付しておりますので、ご確認願います。
以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。
- 議 長 | ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。
- 22 番 | 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。
本申請は、農業用施設を建設する案件です。申請地は、XXXXXXXXXXが耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。
- 議 長 | ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第10 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主査 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書33ページをお開き願います。

申請地の農地区分は農用地区域内農地であり、転用は原則不許可であります
が、農家住宅の建築は町農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成
及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられており、農地区
分と転用面積は特に問題ないと考えます。

また、面積・事業要件により北海道農業会議への意見聴取については不要案
件となっております。

34ページから37ページまで、現況地目図・配置図、調査表を添付してお
りますので、ご確認願います。

以上で議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決
定くださいますようお願い申し上げます。

議長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに
補足説明をお願いします。

22番 1番について現地を確認してきましたので、報告いたします。

本申請は、農家住宅を建設するものです。

申請地は、XXXXXXXXXXが耕作する農地の一部であり、周辺農地に与える影響は
ないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判
断します。以上です。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第3号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第11 議案第4号「農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

主 査 議案第4号、農地移動適正化あっせん事業申込者の登録に関する件についてご説明を申し上げます。
議案書39ページをお開き願います。
申込者は、この後、議案第5号、第6号でお諮りいたします、あっせんの譲受適格者となる[]と[]です。
あっせん事業申込者の登録についてはこれまでなされていなかったため、今回、申し込みを受けたものです。
なお、経営形態に対する経営面積につきましても、基準を満たしており問題ないことを申し添えます。
以上で、議案第4号の説明を終わらせていただきます。
よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第12 議案第5号「農地移動適正化あっせんに関する件」を議題といたします。
を議題といたします。なお、本案件は[]が譲受適格者となっており、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
事務局より議案の説明をお願いいたします。

主 査 議案第5号、農地移動適正化あっせんに関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書41ページをお開き願います。
4件の実施につきましても、42ページから45ページに図面を添付してごさいますので、ご確認願います。

主 査 以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

質疑なしと認め、議案第3号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第13 議案第6号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。

なお、本案件中、1件が[]となっており、議事参加ができないため、[]をお願いしたいと思います。

議 長 それでは、[]議事を進行してまいります。
本案件は []があっせん申出者の配偶者となっており、議事参加できませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいか、お諮りいたします。
ご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 異議なしと認め、このまま審議に入ります。
それでは、事務局の説明を求めます。

主 査 議案第6号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件につきまして、ご説明を申し上げます。

議案書47ページをお開き願います。

本件につきましては、地区委員会のご報告でも申し上げましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

なお、49ページから62ページまで、町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第6号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第6号は、原案どおり決定いたします。該当の案件が終わりました [REDACTED]。

[REDACTED]

議 長 以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、ここで閉会といたします。